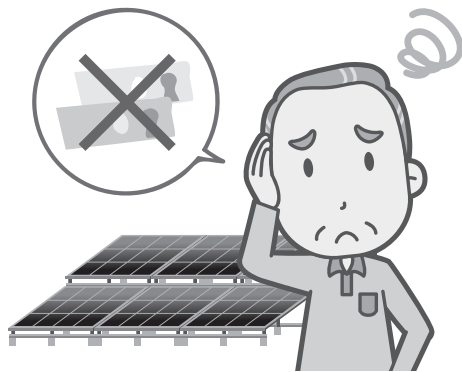


110番から

レンタルオーナー契約によるトラブルに注意しましょう!!

回答

業者から商品を購入し、一定期間業者にレンタルすることによって、レンタル料が支払われるという契約を「レンタルオーナー契約」といいます。業者は預かった商品を第三者に転貸し、そこから得た利益の一部をレンタル料などの名目で消費者に支払うという内容になっています。業者から、儲かると思われるもの、レンタル料が突然支払われなくなつたという相談が寄せられています。



相談者の多くは、自分が商品の購入者になっていることに気付いていません。「儲け話がある」「元本保証で高利回り」「利子のように受け取れる」などと、あたかも投資や出資であるかのような勧誘を受けています。消費者は、実際の契約

相談事例 知人から、「太陽光発電パネルのオーナーになってレンタルをすれば儲かる。元本分は必ず戻り、毎月利子のようにレンタル料が振り込まれるので投資をしないか」と勧められ、100万円を業者に支払った。すると翌月、説明通りの金額が振り込まれたので信用し、追加で200万円を支払った。その後数回、レンタル料の振り込みがあつたが、業者から「配当が遅れる」と電話があつた後、連絡が取れなくなった。

内容を十分に理解しないまま、元本保証の投資商品や預金などのつもりでレンタルオーナー契約をしているケースが目立ちます。

勧誘される商品は、相談事例のような「太陽光発電パネル」のほか、「栽培棚」、「海外のホテルで利用する三輪バイクやテレビ電話機」、「倉庫代わりのコンテナ」など様々です。

しかし、購入した商品が消費者に引き渡されることはありません。また、レンタル事業の実体や自身が購入した商品の存在などを確認することは困難であるケースがほとんどです。

レンタル事業や商品の実体がなければ、約束どおりのレンタル料が受け取れないおそれ

もあり、たとえ当初は支払いがあつたとしても、業者が破綻した場合、それ以降のレンタル料は受け取れず、商品の購入代金は戻りません。

事業の実体が確認できない儲け話は、契約してはいけません。「元本保証」「高配当」などの勧誘はうのみにしないようにしましょう。親しい知人の誘いでも断る勇気が必要です。

不審な点があれば、最寄りの消費生活センターに相談してください。

消費者トラブルのご相談は、
徳島県消費者情報センターへ
■問い合わせ先
県消費者情報センター
「消費者110番」
TEL/088(623)0110